

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、木沢地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助土地改良事業（木沢地区区画整理事業））計画を変更することについて平成24年8月30日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成24年9月13日から同年10月3日まで縦覧に供する。

平成24年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造